

はじめに

久留米市は、九州一の大河・筑後川と東西に連なる耳納連山に育まれた美しい自然と、温暖な気候に恵まれた緑豊かなまちです。

本市では、この、恵み豊かな自然環境を保全して将来世代に引き継ぐため、平成10年度に久留米市環境基本条例を制定しました。平成11年度には、条例の基本理念や基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市初の久留米市環境基本計画を策定しました。

また、平成22年度に、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする新たな久留米市環境基本計画を策定し、「環境先進都市」の実現をめざして、市民・事業者・市がそれぞれの役割を担い、連携・協働してさまざまな環境施策を実施して参りました。

この度、計画策定から3年が経過し、東日本大震災をはじめ、環境行政を取り巻く状況や社会情勢が大きく変化したため、環境基本計画の一部見直しを行いました。

今回の見直しでは、根幹となる「めざすまちの姿」や「基本目標」はそのままに、エネルギー利用の効率化や微小粒子物質(PM2.5)への対応などを中心に、施策の方向と具体策等について追加・整理を行いました。

今後とも、「久留米市環境基本計画」を本市の環境行政の指針とし、市民・事業者の皆さまと協働して事業を実施し、より良い久留米市の実現をめざして参りますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たりまして、ご尽力を賜りました環境審議会委員の皆さま、貴重なご意見をお寄せいただいた皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

久留米市長 榎 原 利 則

